

川西保健衛生施設組合告示第14号

川西衛生センター包括管理運営業務総合評価入札審査会設置要綱を次のように定める。

令和2年7月29日

川西保健衛生施設組合 組合長 花岡利夫

川西衛生センター包括管理運営業務総合評価入札審査会設置要綱

(設置)

第1条 川西保健衛生施設組合が発注する「川西衛生センター包括管理運営業務」(以下「本業務」という。)について、総合評価入札により実施することに関し、より公正で競争的な入札の実施及び業務品質の確保を目的として、川西衛生センター包括管理運営業務総合評価入札審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を審査して、その結果を組合長に報告するものとする。

- (1) 本業務の発注手続きに係る入札説明書類の審査
- (2) 総合評価入札の参加資格要件の設定
- (3) 総合評価入札の落札者決定基準の設定
- (4) 総合評価入札の参加資格の審査
- (5) 本業務の要求水準書の審査
- (6) 入札書及び包括管理提案書の審査
- (7) 優秀提案者の特定
- (8) その他、発注手続きに必要な事項の審査

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 審査会の委員は、8名以内で組織し、2名以上の学識経験者及び行政関係者のうちから、組合長が委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は指名の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長を務める。

- 2 審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、組合長に対し必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席及び資料の提出を要請し、意見又は説明を求めることができるものとする。
- 6 委員長は、急施を要し審査会を招集する時間的余裕がないと認めたとき、社会情勢等により審査会を開催することが適当でないとき又は簡易な事案については、第1項の規定にかかわらず持ち回り審議をもって審査会の会議に代えることができる。この場合においては、過半数の委員の承認を得るものとする。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、当該提案に参加してはならない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を公表してはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、川西保健衛生施設組合事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審査会において別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。